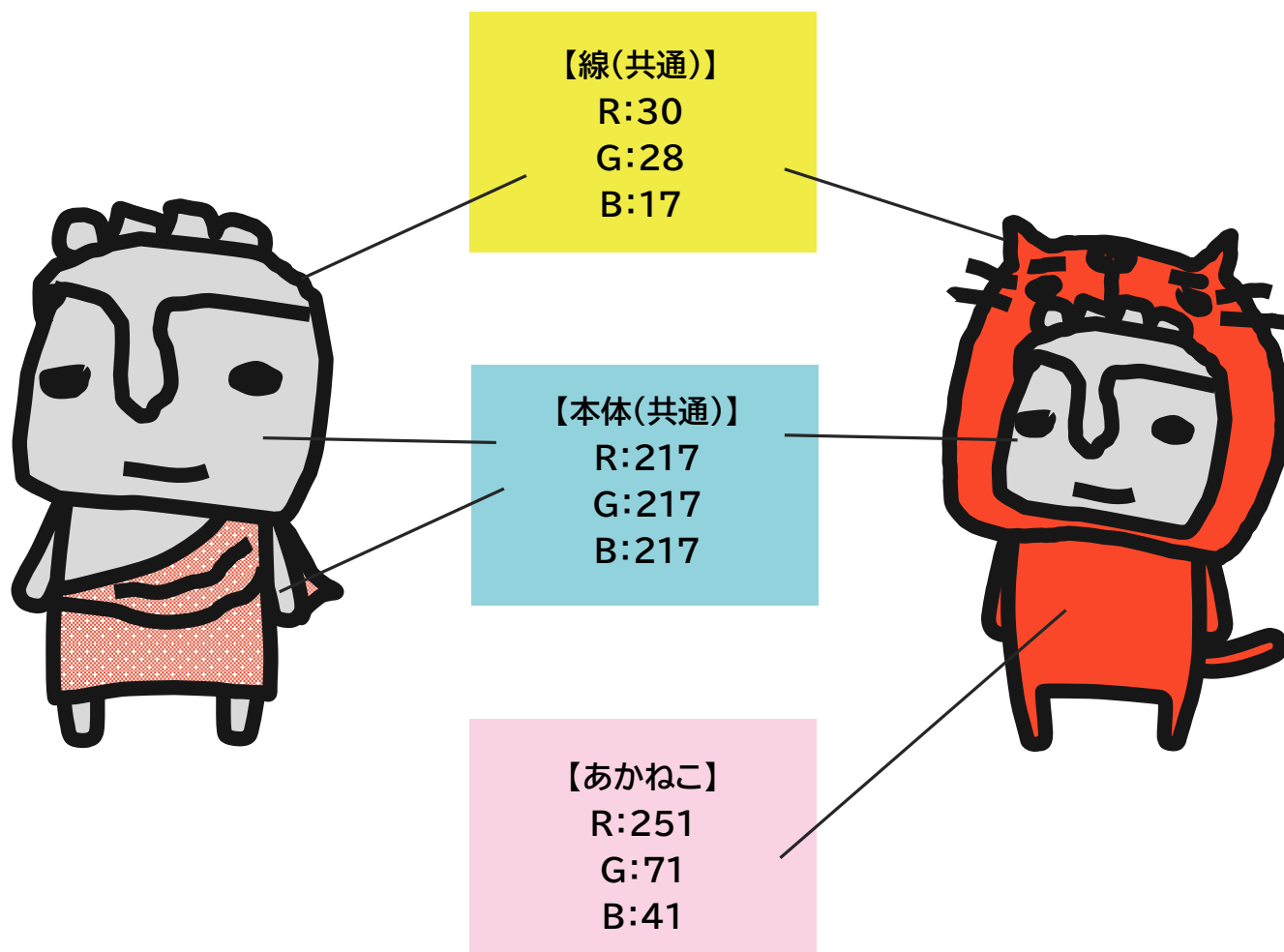


ほっとさんデザイン使用マニュアル

令和5年4月1日 産業観光課

1 ほっとさんのカラー指定



※線画として利用する場合及び資料などに白黒で印刷する場合は、上記の色指定については適用しない。

2 ほっとさんのサイズ

- (1) 原則として、高さ 2.0cm 以上で使用する。
- (2) 紙面等の都合などで、高さ 2.0cm 以下で使用する場合は、デザインが細部まで判別できるように留意すること

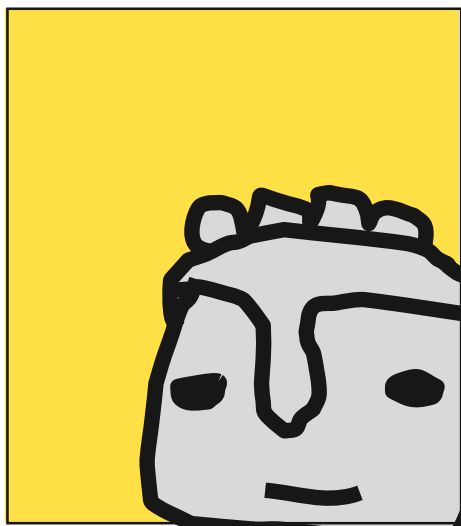
3 デザインの使用方法

- (1) デザイン一覧表に掲載しているデザインをそのまま使用する場合
 - (ア) 使用許諾後、申請書に記載されているメールアドレスにデザインデータを送付するので本手引きに従って適切に使用すること。
 - (イ) 写真やイラストなどの背景を入れることは可能。
- (2) デザイン一覧表に掲載しているデザイン以外のものにアレンジする場合
 - (ア) デザイン案を申請書に添付すること。
 - (イ) 使用許諾後、アレンジしたデザインデータを市に提出すること。

4 デザインをアレンジする場合の留意事項

- (1) デザインをアレンジする場合は、アレンジに伴って発生する著作権（著作権法第 21 条から 28 条までに規定する権利をいう。）は、市に帰属するものとする。また、アレンジする者は、市並びに市により正当に権利を取得した第三者及び当該第三者から権利を承継した者に対し、著作者人格権（著作権法第 18 条から 20 条までに規定する公表権、氏名表示権及び同一性保持権をいう。）を行使しないこととする。
- (2) 市は、アレンジした者の最初の許諾期間は、そのアレンジしたデザインを公開しないものとする。
- (3) キャラクターのイメージの統一を図るとともに、市のキャラクターとして公正公平に使用するため、次のような使用はしないこと。ただし、キャラクターに何かを持たせる、一部服装を変える、帽子をかぶせるなどの変更については適正と認められるものであればその限りではない。
 - (ア) 縦横比を変える
 - (イ) 顔・体のバランスを変える
 - (ウ) イラストの反転
 - (エ) 1 で定めるイラストの色の変更
 - (オ) キャラクターの表情の変更
 - (カ) キャラクターの形状を著しく変更すること
 - (キ) キャラクターの顔を隠してしまうようなもの（例：サングラスなど）
 - (ク) キャラクターが見切れる
 - (ケ) その他、適切と認められない使用方

見切れについての例

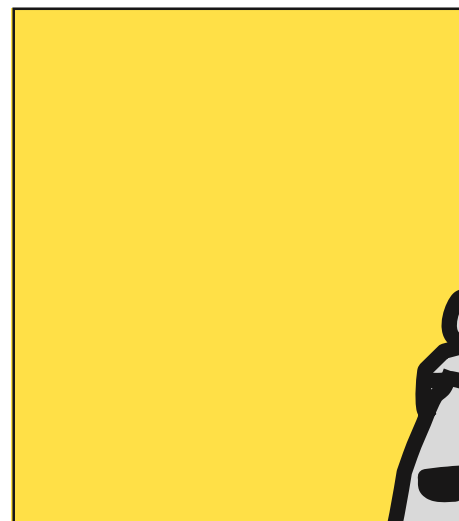


OK



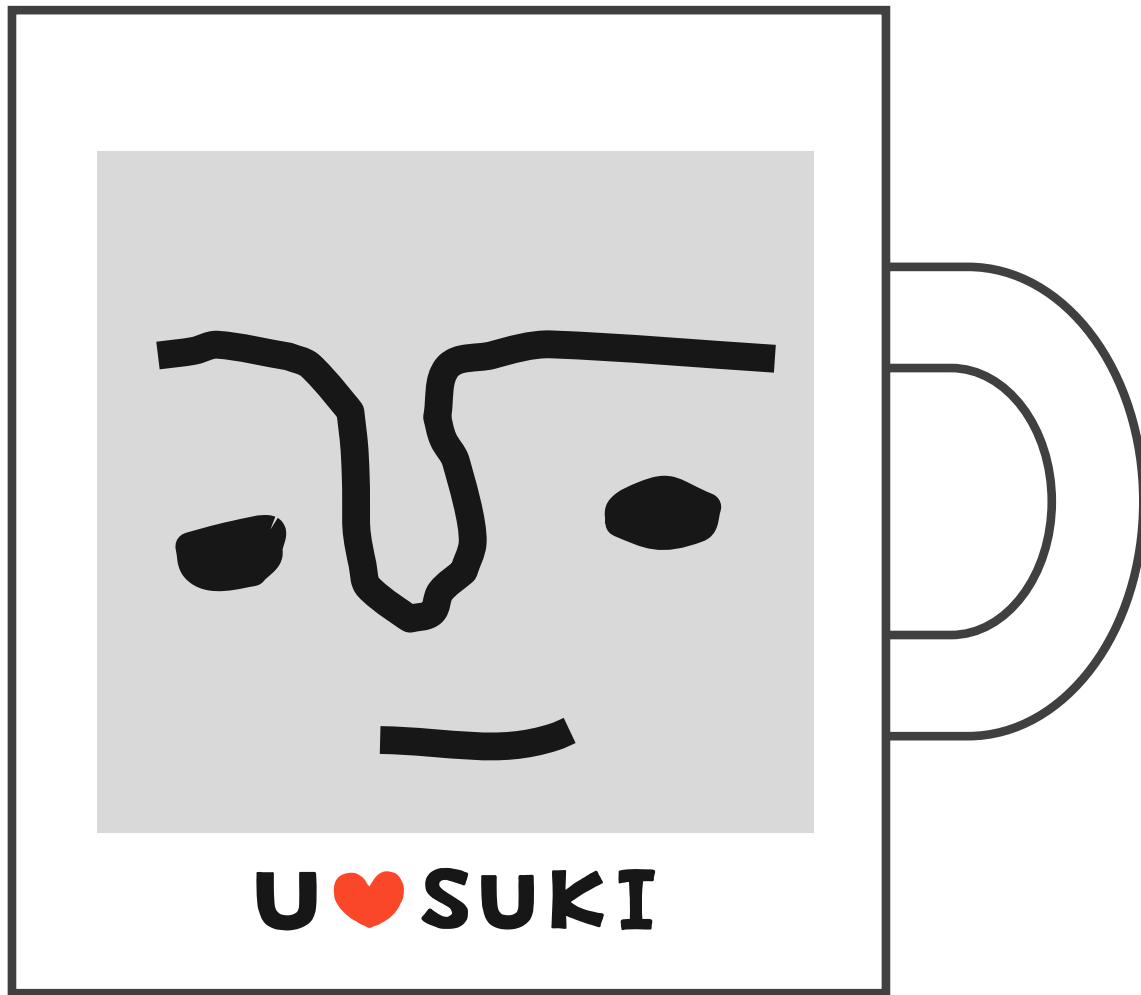
OK?

(ほととさんとわかる)



NG

(ほととさんの意味なし)



OK